

宇多津町長 殿

住 所

法 人 名

代表者名

補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書兼誓約書

宇多津町社宅整備補助金の補助対象社宅に入居する従業員は、以下のとおりです。

また、当該従業員は、補助対象期間中に宇多津町外から転入し、本年1月1日において当該社宅に住民登録があり、かつ居住していることを誓約します。

補助対象社宅の住所	入居者氏名（ふりがな）	居住期間（予定）	町確認欄

※今後の居住実態を把握するため、現時点で予定している居住期間を記入して下さい。

※従業員とは、期間の定めのない労働契約により事業者に雇用された者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者として雇用された者を除く。）をいいます。

（要綱第2条第2号）

※上記の調書に虚偽があった場合は、要綱第9条に基づき補助金の交付決定が取り消され、要綱第10条に基づき補助金の返還が必要となる場合があります。